

日本平和学会 2012 年度春季研究大会
「憲法と平和」分科会
6月24日、於・沖縄大学

報告：ダグラス・ラミス（政治学者）「ガンジーの平和憲法案」
討論：小林武（沖縄大学）
司会：君島東彦（立命館大学）

ガンジーの平和憲法案

ダグラス・ラミス

- 1) 方法論・ガンジーのとらえ方；多くの伝記や論文は、ガンジーを聖人として取り上げるが、私は彼の法律学者・政治思想者・政治活動家としての側面から考えたい。そして、ガンジーが国父になったはずのインドの憲法は非暴力ではなく、普通の暴力国家の憲法だという謎を探りたい。
- 2) 20世紀で独立国家になった植民地には、必ずといっていいほどカリスマ的リーダーがいて、国は独立したらその人が元首になった。例外はガンジーぐらいである。独立の日が近づいたら彼はその運動の中心から離れて、政府のポストに入らなかった。そして弟子たちの憲法作りの足を引っ張ることはしなかったが、参加することもなかった。
- 3) ガンジーは非暴力独立運動だけではなく、非暴力国家（インド）は可能だと信じた。両方の可能性は、倫理・宗教に基づいただけではなく、彼の政治思想にも根拠があった。非暴力運動のことは弟子たちに説得できたが、非暴力の国家のことは説得できなかった。
- 4) ガンジーの『インドの自立』（Hind Swaraj、1910年）には、彼の権力論が書いてある。イギリスのインドを弾圧できるぐらいの権力・パワーは、インド人の協力に基づいているという。したがって、その権力を取り戻すことが可能だ。つまり、その協力をやめることだ。すなわち、ガンジーの非協力・非暴力運動は、イギリス人の同情を求める運動ではなく、イギリスのインドでの権力の土台を破壊する、現実主義的な運動であった。
- 5) 1920年にガンジーはインド国民会議の新会則＝Constitutionを作成した。それには、会員はイギリス体制（政治的、経済的、社会的）に協力をしない、と記してあった。これは革命宣言だった。しかし運動側には非暴力を守れない人がいて、ガンジーはそのキャンペーンを諦めた。その後、インド国民会議は非暴力の原理を守ろうとしていたが、非協力運動を徹底しなかった。
- 6) 独立が近づいてくると、ガンジーは弟子たちの憲法思想とまったく違う憲法案について、講演会、インタビュー、雑誌記事などで少しずつ話し始める。しかし残念なことに、まとめた本や、論文を残さなかった。弟子のアガルワル（Shriman Narayan Agarwal）が彼の憲法思想をまとめて『Gandhian Constitution for Free India』（1946）を出版したが、それはほとんど読まれていない。
- 7) ガンジーの憲法案は国家自体を解散（あるいは当時のインドを考えれば、「作ろうとしない」という言い方がいいか）し、「主権在民」という原理を極端に実現する計画だ。つまり、インドの700,000ぐらいの村を別々の共和国にする、という案だ。村の上に、[国際連盟]のような組織を建てるが、それには命令する権利（主権）はない。ガンジーはこれをパンチャヤット・ラージ（panchayat raj）と呼ぶ。もちろん、その国の構成では、軍隊組織は不可能になる。

- 8) 1948年1月30日、ガンジーはインド国民会議の事務局長に、その組織の新しい会則案＝**Constitutional proposal**を渡した。インドはもう独立しているので、国民会議の役割はなくなった。したがって、それを解散して、会員は政府から抜けて村へもどり、パンチャヤット・ラージのような新しい組織を作り、村復興に努める、という中身だった。つまり、「国民会議のメンバーは新政府に協力しない」という点で、これは1921年の革命計画の復活だ。
- 9) この新会則・憲法案を渡して数分後、ガンジーは暗殺された。

参考文献

- C. ダグラス・ラミス『ガンジーの危険な平和憲法案』（集英社新書、2009年）
C. Douglas Lummis, *The Smallest Army Imaginable: Gandhi's Constitutional Proposal for India and Japan's Peace Constitution*
The Asia-Pacific Journal: Japan Focus
http://www.japanfocus.org/-c__douglas-lummis/3288

コメント「ガンジーの平和憲法案と日本国憲法の平和主義 ——C.ダグラス・ラミス報告『ガンジーの平和憲法案』を聴いて——

小林 武（沖縄大学）

1 コメントの限定

私は、ガンジー思想はもとより、インド憲法の専門的研究者ですらなく、ダグラス・ラミス氏の著書・報告に対して本格的なコメントをすることができない。たかだか日本国憲法の研究者として若干の感想を述べるにとどまることをお許しいただきたい。ガンジーの「平和憲法案」についての私の理解は、次の書物の外は、もっぱら氏の著書に負っている。

ガンジー自身は、体系的な憲法案を残していないようであり（なお、著書121頁では、1948年にガンジーの最後の憲法案が書かれたと述べられているが、これは、インド国民会議の新会則のことであろうか）、そのため、「彼と長年行動をともにした」S.N.アガルガウ（Shriman Narayan Agarwal）が「時々の政治・社会問題に触発されて書かれた」ガンジーの論評を体系化して編んだ1946年刊の書物『自由インドのためのガンディー主義憲法』（*Gandhian Constitution for Free India*）が重要である。1946年は、ガンジー暗殺の2年前、インド憲法施行の4年前である。つまり、憲法制定に向けてガンジーが描いたインド国制の姿がそこに示されているものとして注目される。（同書の原本は入手できず、私は、これを、多田博一「ガンディー主義憲法案—抄訳—」大内 穂編『インド憲法の制定と運用』（アジア経済研究所・1977年）199頁以下に依拠した。）

2 ダグラス・ラミス著書への関心の強さ。ガンジーに対する日本(人)のうけとめ方。沖縄とガンジー

- ・ 軍備不保持の日本国憲法の理想を棄てるのではなく、実現に向かう希望が示された。
- ・ 非暴力・不服従の献身への尊敬（偉人、聖人）。日本国憲法と響きあう平和主義への共感。
- ・ 阿波根昌鴻氏や瀬長亀次郎氏と人物を重ねる。「塩の行進」と「乞食行進」、「5.15」行進。

3 ガンジーの平和憲法構想についての理解

(1) ダグラス・ラミス著書による理解

- ・ 非暴力・不服従の抵抗運動（非協力により権力者を無権力状態にして独立達成）。
 - ・ 各パンチャヤットの主権保持（村落＝共和国）により、中央政府は調整機構となつて軍事組織の保持は不可能に。
- 新政府（憲法制定者たち）は、このような非暴力国家観を排斥し、軍隊を保有する暴力国家（＝「普通の国」）を選択した。

(2) アガルガウによる理解

- ・ ガンジーは、インド憲法を展望するにあたって、イギリスからの憲法思想の輸入に頼る指導者多数の傾向を批判して、インドの伝統的諸制度を重視すべしとする。そこから、非暴力と分権化を2大原理とした民主国家を構想する。
- ・ 分権化された、家内工業を基礎とする民主制であるパンチャーヤット・ラージは、部族共産制の遺物ではなく、積極的・直接的・非暴力的な、現代の民主制の理想的な形態になりうる。この、インドの村落コンミュニの経済制度は、資本主義と社会主義の間の、黄金の幸福な中道である。
- ・ ガンジーは、武力の不保持を望んではいたが、「実際的理想主義者」として、憲法の中に、中央政府(全インド・パンチャーヤット)による国家警察・防衛軍の保持、国民の国家への忠誠義務を書き込むことを認めた(ないし求めた)。

(3) アガルガウのガンジー理解から導かれるもの

- I 新政府が「国父」の憲法構想を排除したのは、インド国家の国制のあり方をめぐるものであって、非武装の是非ではない。インドがこの点で「普通の国」となることは、ガンジーも認めていた。新政府がガンジーを拒否したのは、まさに、各村落を主権団体とするパンチャーヤット構想のゆえである。
- II こうしてガンジーが現実論として軍の保有を認めたが、そのことは、彼の平和思想の限界であると言わなければならない。

4 日本国憲法の平和主義との関連

- ・ 両者は、ともに近代主権国家を溶解させる要素を孕む。
中央政府の主権の希薄化(ガンジー)と、近代国家の固有の要素としての軍の否定(日本国憲法)。
- ・ 非武装、不戦の理想を共有する。
日本国憲法はこの理想を現実に規範化した(戦争放棄の第9条。とくに、平和実現のための市民の能動的な法的武器としての平和的生存権)。
- ・ 人々の、勇気と忍耐を要する抵抗を前提とした非暴力・不服従の努力(「武器なき戦い」)。
ガンジーの実践が、日本国憲法を生かそうとする人々を励ましてきた。今もなお。
- ・ 将来、非軍備国家こそ「普通の国」になることを双方が示している。

関連文献として：

小林 武 『平和的生存権の弁証』(日本評論社・2006年)